

第3回検討委員会における委員意見とその対応について

第3回検討委員会の議事	各委員からの主な意見（欠席委員の意見含む）	意見を受けての対応（整備計画案）	基本設計を進めるうえでの課題
セン積み壇の整備について	<ul style="list-style-type: none"> ・遺構の養生厚さは9cmでも問題なく、原位置での高さの低いセン積み壇でも、十分にセン積み壇の表現は可能ではないか。 ・往時のセン積み壇の高さを表現することが内庭広場の空間構成の観点から重要であれば、現位置での遺構表示を行ったうえで、位置を移動させて復原しても構わないのではないか。 ・位置を移動させて、往時のセン積み壇の高さを復原するためには、立体的な検討が必要ではないか。 ・位置を移動させて復原する場合は、院地区全体の真実性が確保できないのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・セン積み壇は原位置において復原するが、可能な限り高くセン積み壇を表現するための検討を行う。 ・復原原案と異なる復原整備となるため、別途模型展示等の手法を用いて復原原案を示し、実際の復原整備との違いを明らかにすることとする。 	<p>原位置で出来る限り高くセン積み壇を復原するために遺構面の再検討や、仕様の検討を行うとともに、セン積み壇前方のⅡ期の遺構表示について検討を行う。</p>
<p>伝統工法・材料による復原範囲について</p> <p>《資料3参照》</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・基壇を版築としないのならば、築地回廊についても版築とする必要はないのではないか。 ・予算や工期の問題は理解できるが、伝統工法・材料を用いて復原する範囲を広げるべきである。 ・院地区は中枢区域であるので、外観以外の部分も伝統工法とすべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・基壇版築は、より一層の遺構養生の観点から、全てRC基礎とする。 ・築地回廊は、原則、版築を用いるが、遺構の高さや地盤状況により、遺構の養生に影響があると判明した場合には、鉄骨造とすることも検討する。 ・往時に膨大な手間と技術をかけて作られたものであることの理解を促すよう、施工途中の公開等を積極的に行う。 	<p>復原原案が確定した後、遺構の養生、材料調達の可能性、調達時の環境負荷、管理段階を見据えたコスト削減についての検討を行う。</p>
西面回廊の軟弱地盤について	なし	<ul style="list-style-type: none"> ・厳正復原案及び築地鉄骨案とし外観に影響を及ぼさない復原を目指す。 ・構造検討により上記案が不可能な場合はその時点で再度協議する。 <p>※第2回資料の①②を選択</p>	<p>復原原案が確定した後、上部構造と地盤のそれぞれの具体的解析を行い、クイリア（破損度）を設定して安全性の確認を行うとともに、遺構保存上の問題がないか確認を行う。</p>
<p>内庭広場のレキ敷きについて</p> <p>見学者用の動線について</p> <p>《資料4参照》</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国際的な理解を得るためにも、レキ敷きは厳正に復原すべきであり、周回路やT字の仮設通路は無いほうが好ましいが、どうしても必要であれば、最低限の設備にすることが必要である。 ・T字路の仮設通路は、正面性を阻害するので、好ましくない。 ・身障者や高齢者の見学用にレキ敷きでも走行できる特殊車輦を用意してはどうか。 ・往時のレキ敷きは凹凸が著しく、本当に見学者の歩行の妨げとなるのか、再検討が必要ではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・身障者用の周回路を広場の最も外周、かつ左右対称に設置し、車椅子がすれ違い可能な最低限の幅員（2m）とする。仕上げについては、段差を解消するために、往時のレキ敷きを工夫するなどの検討を行うが（レキ敷きを固めるなど）、段差の解消が困難な場合は、色調を合わせた平滑舗装も検討する。 ・緊急車輦等は、原則、内庭広場の外周を走行範囲とし、仕上げについては車輦走行時にレキの移動を防止するために仕切板を入れるなど往時のレキ敷きを工夫する。（車輦走行時にレキの移動を防止するために仕切板を入れるなど） ・取り外し可能な見学者用仮設通路（T字の仮設通路）は設置しない。 ・築地回廊上（基壇上）にバリアフリー動線を確保出来るような設備の付加を行う。 	<p>レキ敷きの詳細な仕様の検討を行い、周回路についての平滑の程度や、通行性について検討する。</p>
東・西楼への登楼方法について	<ul style="list-style-type: none"> ・大極殿院は文化財的建造物の復原であるので、建築基準法の適用除外となるように議論し、この機会に制度の見直しを働きかけてはどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・見学者用の常設階段は付加しない。 ・イベント時には復原階段のほか、仮設階段を設置できるようにする。 <p>※第2回資料の①④案を選択</p>	<p>イベント時に設置する仮設階段については、建築関連部局との調整を行う。</p>
展示物の位置について	《資料4参照》	<ul style="list-style-type: none"> ・展示のための復原建造物の改造（築地をくり抜くなど）は行わない。（あくまで設備を付加するのみ） ・西楼及び西面回廊南寄りを展示スペースとするが、特別な展示を行う場合は、西面回廊中央部・東面回廊北寄りも利用する。 ・電力（パネルの照明、映像電源）などのインフラを整備する。 	<p>展示内容・手法の詳細を検討する。</p>
<p>利活用プログラムについて</p> <p>《資料5参照》</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・院地区における、現代的な利活用は市民も望んでいるのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・古代演示の復原研究の実施や再現方法の検討を進め、積極的な実施を行うよう努めて行く。 ・古代演示を実施するための必要最低限のインフラ設備を付加する。 ・原則、内庭広場は鑑賞及び往時の儀式の再現のための空間とすることとし、大規模イベントなどの利用については第一次朝堂院の内庭のほうで対応を図ることが出来るよう検討する。 	なし
<p>管理用車両通路、管理用柵、管理事務所について</p>	なし	<ul style="list-style-type: none"> ・管理用車輦は、内庭広場の周回路を通路とする。 ・管理用柵は南面を除く回廊外周に設置する。南面に必要かどうかは、運営を行いながら判断する。 ・警備員・ボランティア詰所等の施設の付設を検討する。（復原建物の改造は行わず、あくまで施設を付加するのみ） 	<p>警備員・ボランティア詰所等の設置位置や仕様などを検討する。</p>